

令和5年度 新興・再興感染症研究基盤創生事業(海外拠点研究領域)

公募に関する Q&A

令和5年8月3日

Q1: 研究代表者の異動により、代表機関を変更することは可能か。

A : 難しいと考えられます。

本事業では、現地に国内の大学・研究機関等に所属する研究者が常駐し、かつ信頼関係の築かれた現地の大学や研究機関等と連携して共同研究を行うという他に例を見ない独創的なスキームを活かして、国内では得ることのできない感染症流行地における患者検体や病原体、精度の高い情報等を活用する研究を推進します(公募要領 3.2.1(1)参照)。また、本公募においては、応募時に、現地の大学や研究機関等との共同研究に関する十分な研究実績があること、かつ既に代表機関に所属する研究者が常駐している海外研究開発拠点を整備していること、もしくは海外研究開発拠点の整備の目途が立っていることが求められます(公募要領 3.2.1(4)参照)。

このため、例えば、A 大学に所属する研究代表者の異動により、異動先の研究機関(B 大学)を代表機関とした場合、その代表機関(B 大学)に所属する研究者が常駐している海外研究開発拠点を整備することなど、異動後も本事業を推進可能な体制を構築していただく必要があります。したがって、研究代表者が異動する場合には、研究代表者が引き続き A 大学に所属したり、A 大学に所属する者に研究代表者を交代したりすることで、異動後も A 大学を代表機関とした研究体制とすることが想定されます。